

# 「東大和市自殺対策計画」(案)(令和3年度～8年度)

## に対するパブリックコメントを実施します。

「東大和市自殺対策計画」(案)は、今回はじめて策定する計画です。計画期間は令和3年度から令和8年度の6年間であり、令和2年度中に策定することとなっております。このたび、「東大和市自殺対策計画」(案)をとりまとめましたので、お知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

### 1 目的

日本の自殺者数は平成10年に3万人を超え、その後も毎年2万人超の方が自殺により亡くなっています。こうした中、国は「自殺対策基本法」を施行し、その後の改正により自殺対策は「生きることの包括的な支援」と位置づけられました。その中で、都道府県や市区町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、本計画を策定することとしました。

### 2 内容

基本事項として下記の事項を記載しています。

#### 【1 計画策定にあたって】

- ◎ 計画策定の背景と趣旨
- ◎ 計画の位置づけ
- ◎ 計画の策定方法
- ◎ 計画期間

#### 【2 東大和市の現状】

- ◎ 東大和市の人口等の現状
- ◎ 既存データからみた東大和市の地域特性
- ◎ 「地域自殺実態プロファイル」からみた地域特性
- ◎ こころの健康に関する市民意識調査の主な結果
- ◎ 事業所等調査の主な結果
- ◎ 調査結果からみえる課題

#### 【3 計画の基本的な考え方】

- ◎ 基本理念
- ◎ 基本方針
- ◎ 基本施策
- ◎ 重点施策

#### 【4 施策の展開】

- ◎ 施策の体系

- ◎ 基本施策の取組み
- ◎ 重点施策の取組み

#### 【5 計画の推進】

- ◎ 計画の推進体制
- ◎ 計画の進行管理
- ◎ 数値目標の設定

### 3 「東大和市自殺対策計画」(案)に対する基本的な考え方

- (1) 本計画は、自殺対策基本法に定める「市町村自殺対策計画」に該当するものであり、国の「自殺総合対策大綱」や東京都の「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～」の方針を踏まえた内容とします。
- (2) 本計画の策定にあたっては、国が地域の自殺の実態について分析した「地域自殺実態プロフィール」により示された東大和市の実態から、推奨される取組み施策などを盛り込んで策定しています。
- (3) 本計画では、東大和市の地域的な特徴や自殺者の特徴から、以下の3つの基本施策と3つの重点施策に取り組みます。

#### 【基本施策】

- 1 市民・企業等への啓発と周知
- 2 自殺対策を支える人材育成と推進体制の整備
- 3 生きることの促進要因への支援

#### 【重点施策】

- 1 高齢者への支援
- 2 生活困窮者、無職者・失業者への支援
- 3 子ども・若者への支援

### 4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

### 5 意見の提出期間

令和2年12月4日(金)から令和3年1月4日(月)まで(必着)

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

### 6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ(市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント)

- (2) 文書閲覧 福祉部福祉推進課（東大和市役所 2階 5番窓口）  
福祉部高齢介護課（東大和市役所 2階 6番窓口）  
福祉部障害福祉課（東大和市役所 1階 9番窓口）  
福祉部健康課（東大和市立保健センター）  
市内公民館・市内市民センター、総合福祉センターは～とふる

## 7 市民説明会

第1回 令和2年12月19日（土）午前10時～正午 市役所会議棟第1・2会議室

第2回 令和2年12月21日（月）午後1時～午後3時 市役所会議棟第1・2会議室

※定員15名【事前申込が必要です。】

（電話 042（563）2111 内線1131：福祉部福祉推進課）

※手話通訳が必要な場合は事前に申し込んでください。

（FAX 042（563）5930）

## 8 意見の提出先、方法及び提出様式等

### (1) 提出先

福祉部健康課（電話042（565）5211）

### (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 福祉部健康課（東大和市立保健センター）
- ・ 郵送 〒207-0015 東大和市中心3-918-1 東大和市立保健センター 宛て
- ・ FAX 042（561）0711
- ・ 電子メール kenkou@city.higashiyamato.lg.jp

### (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本計画に利害関係があると認められる個人

利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 本計画に利害関係があると認められる法人等

利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

## 9 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和3年1月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

## 10 注意事項

- ・ 電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。

- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。